

佐賀県告示第 23 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 28 年 1 月 22 日から施行する。

平成 28 年 1 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「expoiz Fire（販売名がエクスポイズファイヤー 3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「High S（販売名がハイエス 3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Cork（販売名がピュアコークパウダーであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND ICE（販売名がダイヤモンドアイス であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE（販売名がアイスパウダーであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「K2 Dove（販売名が K2 ダヴであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの  
（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため